

## 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○放送法関係審査基準 (平成十三年総務省訓令第六十八号)

改 正 案	現 行
<p>第3章 委託放送業務の認定等 (趣旨)</p> <p>第5条 法第52条の13第1項による委託放送業務の認定及び第52条の17第1項による委託放送事項の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行なう。</p> <p>(1) 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。 放送普及基本計画 (昭和63年郵政省告示第660号) に基づき、受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者において、現に受託放送役務の提供をしていない周波数があり、申請に係る委託放送業務を確実に実施できること。</p> <p>(2) 委託放送業務を維持するに足る財政的基礎があること。 委託放送業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、財政的基礎が次に適合すること。 ア 事業開始までの所要資金の調達見通し 事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。 イ 事業開始以後の継続性 事業収支見積については、各年度毎に費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始以後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。</p> <p>(3) 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして規定される規則第17条の8</p>	<p>第3章 委託放送業務の認定等 (趣旨)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>

に合致すること。

この場合において、規則第17条の8の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、信託契約に基づき、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議

決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(4) 認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

(5) 当該業務を行おうとする者が、法第52条の13第1項第5号イからヌまでの各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第7条 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙2の基準により比較審査を行うものとする。

2 一般衛星放送又は移動受信地上放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第1号から第4号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第7条の2 指定事項（法第52条の14第1項各号に掲げる事項（規則第17条の14の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星放送又は移動受信地上放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(委託放送事項の変更許可の基準)

第8条 法第52条の17第1項の規定による委託放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものと

(4) (同左)

(5) 当該業務を行おうとする者が、法第52条の13第1項第5号イからリまでの各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第7条 (同左)

2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第1号から第4号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第7条の2 指定事項（法第52条の14第1項各号に掲げる事項（規則第17条の14の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(委託放送事項の変更許可の基準)

第8条 法第52条の17第1項の規定による委託放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものと

する。ただし、複数の委託放送業務（委託の相手方が人工衛星の無線局である場合であって、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該委託放送業務の伝送容量等（一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。）の合計の範囲内で、一部の委託放送業務を廃止するとともに他の委託放送業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する委託放送業務の委託放送事項に、廃止する委託放送業務の委託放送事項の全部又は一部を加える場合は、委託放送業務の同一性は失われぬものとみなす。

#### 第4章 認定放送持株会社の認定

（趣旨）

第9条 法第52条の30第2項の規定による認定放送持株会社の認定を行なうに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（認定の基準）

第10条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 2以上の一般放送事業者（当該2以上の一般放送事業者に1以上の地上系一般放送事業者（無線局であって、人工衛星の無線局及び移動受信地上放送をする無線局のいずれでもないものにより放送を行う一般放送事業者をいう。）が含まれる場合に限る。）をその子会社とし、又はすることが認められること。

(2)～(6) (略)

する。ただし、複数の委託放送業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該委託放送業務の伝送容量等（一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。）の合計の範囲内で、一部の委託放送業務を廃止するとともに他の委託放送業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する委託放送業務の委託放送事項に、廃止する委託放送業務の委託放送事項の全部又は一部を加える場合は、委託放送業務の同一性は失われぬものとみなす。

#### 第4章 認定放送持株会社の認定

（趣旨）

第9条 (同左)

（認定の基準）

第10条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 2以上の一般放送事業者（当該2以上の一般放送事業者に1以上の地上系一般放送事業者（人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。）が含まれる場合に限る。）をその子会社とし、又はすることが認められること。

(2)～(6) (略)

別紙1（第6条関係）

第6条(4)による審査は、関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら委託して行なわせる者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
  - (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
  - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
  - (3) (1)に規定する放送以外の放送を委託して行なわせるときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を委託して行なわせることに支

別紙1（第6条関係）（同左）

障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。

- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら委託して行わせるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を委託して行わせる放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第3条の5に規定する放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第3条の3第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第3条の4第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を委託して行わせる場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を委託して行なわせるものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 受託内外放送を委託して行わせる場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。

- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による委託放送業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制の整備が図られるものであること。
- 18 有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 19 その業務が放送試験業務を委託して行なわせるものであるときは、1から18までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
  - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
  - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。